

# 宮津市公報

令和3年5月6日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 告 示

78 道路区域の変更	1
79 行旅病人及び行旅死亡人の告示	1
80 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（脇の浜自治会）	1
81 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（島陰自治会）	2
82 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（鶴賀自治会）	2
83 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（田井自治会）	2
84 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（つつじが丘自治会）	3
85 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（山中自治会）	3
86 宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	3
87 宮津市文化芸術活動活性化事業補助金交付要綱	6
88 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（波路自治会）	7
89 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（獅子自治会）	7
90 宮津市事業継統一時支援金交付要綱	8
91 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（福田自治会）	9
92 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小字獅子区）	10
93 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（喜多8区会）	10
94 地縁による団体の認可（小田七区）	10
95 宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱	11
96 宮津市議会臨時会の招集	13

### 公 告

11 農用地利用集積計画の縦覧	14
12 宮津市営住宅の入居者の公募	14
13 旧田井自然教育活用センター跡地の有効活用事業者の公募型プロポーザルによる選定	14
14 田井宮津ヨットハーバー運営者の公募型プロポーザルによる選定	21
15 公示送達	29

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

15 宮津市教育委員会定例会の招集	29
-------------------	----

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

5 宮津市農業委員会定例総会の招集	29
-------------------	----

告 示

宮津市告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和3年4月6日から令和3年4月20日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

宮津市長 城 崎 雅 文

路線名	道 路 の 区 域			
	区 間	変更の 前後別	敷地幅員(m)	延長(m)
養老村役場朝妻村役場	(起点) 宮津市字岩ヶ鼻小字 落町ノ浜 37 番地 の2地先	前	3.4~11.3	6,234.6
	(終点) 宮津市字田原小字 分ノ谷 35 番地先	後	3.4~44.8	6,234.6

\* \* \*

宮津市告示第79号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 死亡人の本籍又は住所 不詳
- 2 死亡人の氏名 不詳
- 3 年齢 40歳代から50歳代（推定）
- 4 性別 男性
- 5 死亡の日時 令和3年3月12日午前頃（推定）
- 6 発見場所 宮津市字難波野326番地の1の東方約70メートルの海岸
- 7 死亡の原因 溺死（推定）
- 8 発見日時 令和3年3月12日午後4時40分
- 9 着衣及び所持品 チェック柄長袖シャツ、黒色ジーンズ、白色運動靴、紺色リュックサック、黒色長財布
- 10 人相、体格又は特徴 身長約171センチメートル、中肉、黒色短髪
- 11 死体処理 令和3年4月2日午前11時に宮津警察署から引渡しを受け、同日、宮津市斎場にて火葬に付し、遺骨は宮津市字金屋谷886番地の経王寺にて保管。
- 12 問い合わせ先 宮津市健康福祉部社会福祉課生活支援係  
電話 0772-45-1623

\* \* \*

宮津市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 藤井勝利

- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和3年4月7日

宮津市長 城崎雅文

\*\*\*\*\*

宮津市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 濱中浅雄
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和3年4月7日

宮津市長 城崎雅文

\*\*\*\*\*

宮津市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 谷口隆一
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和3年4月7日

宮津市長 城崎雅文

\*\*\*\*\*

宮津市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 森 晶 之

3 変更年月日 令和 3 年 4 月 1 日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

令和 3 年 4 月 7 日

宮津市長 城 崎 雅 文

———— \* \* \* ————

宮津市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 つつじが丘自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 川 緑 洋 至

3 変更年月日 令和 3 年 4 月 1 日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

令和 3 年 4 月 7 日

宮津市長 城 崎 雅 文

———— \* \* \* ————

宮津市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年4月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 山中自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 稲 岡 修

3 変更年月日 令和 3 年 4 月 1 日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

令和 3 年 4 月 7 日

宮津市長 城 崎 雅 文

———— \* \* \* ————

宮津市告示第86号

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 4 月 7 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱（平成24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「者」の次に「及び当該空き家等の家財を撤去する者」を加える。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 移住者 市内への定住を目的に空き家等（宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されているものに限る。以下同じ。）を購入等した者で、次のいずれにも該当するものをいう。
- ア 市外に引き続き2年以上住所を有している者又は市内に住所を有して1年（国、地方公共団体等が実施する研修で市長が適当と認めるものを受ける場合又は宮津市地域おこし協力隊（宮津市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年告示第104号）に基づく宮津市地域おこし協力隊をいう。以下「地域おこし協力隊」という。）の活動をする場合は、当該研修期間又は地域おこし協力隊の隊員の委嘱期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない。）を経過しない者（市内に住所を有する前に市外に引き続き2年以上住所を有していた者に限る。）
- イ この補助金の交付を受けて修繕等する空き家等に、当該補助金の交付の日から5年以上住所を有する見込みのある者
- ウ 宮津市空き家等情報バンクシステムの利用希望者登録台帳に登録されている者
- エ 空き家等の所有者等（空き家等の所有権又は売買若しくは賃貸の権利を有する者をいう。）の親族でない者
- オ 市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納していない者
- カ 市内に本店を有する法人又は個人事業者により空き家等の修繕等を実施する者
- キ 宮津市移住促進事業補助金交付要綱（平成29年告示第119号）による補助金の交付を受けていない者
- (4) 多子世帯 本市へ移住する時点において、18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいい、妊娠中の子を含む。）が3人以上いる世帯をいう。
- (5) 空き家等所有者 市内への定住を目的に空き家等を宮津市空き家等情報バンクシステムに登録した者（これから登録をしようとする者を含む。）をいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

（補助対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、補助金限度額は、別表第1に定める補助対象事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 空き家等改修事業 100万円を限度とする。ただし、補助対象者が多子世帯であり、宮津市に転入をした日の前日において引き続き5年以上京都府外に住所を有しており、かつ、宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空き家等へ移住したときは、200万円を限度とする。
- (2) 空き家等活用推進事業 5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一つの実施者（生計を一にしている者を含む。）につき1回とする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の返還等）

第8条 補助対象者は、補助事業の完了後において当該補助事業により修繕等をした空き家等から退去するときは、市に退去する旨を届け出るものとする。

2 市長は、規則第13条及び第14条の規定によるほか、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したとき又は別表第1の空き家等活用推進事業に規定する宮津市空き家バンク登録システムの登録を所有者等の自己都合若しくは責めに帰すべき事由により取り消しとなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、返還を求める額は、別表第2のとおりとする。

- (1) 第 2 条第 3 号イ又はオに規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。  
 (2) その他市長が特に補助金を交付するものとして適当でない判断したとき。  
 第10条を第 9 条とする。  
 別表を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	内容	補助対象者	補助対象経費
空き家等改修事業	宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空き家等を購入等し、自ら居住する目的で修繕等(居住の用に供する部分に限る。)を行う事業	移住者	空き家等を購入等した日から 1 年を経過する日又は市内に住所を有してから 1 年(国、地方公共団体等が実施する研修で市長が適当と認めるものを受ける場合又は地域おこし協力隊の活動をすることは、当該研修期間又は地域おこし協力隊の隊員の委嘱期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない。)を経過する日のいずれか早い日までに完了する修繕等に要する経費とする。
空き家等活用推進事業	宮津市空き家等情報バンクシステムに登録の空き家等の家財の撤去等を行う事業	当該空き家等所有者	空き家等の家財の撤去等に要する経費とする。

備考 耐震改修、浄化槽の設置、バリアフリー等この要綱以外の市の補助制度による補助金の交付を受けるものについては、補助対象としない。

別表第 2 (第 8 条関係)

区分	補助金の交付を受けた日からの経過年数	返還を求める額
空き家等改修事業	3 年未満	交付額に 50% を乗じて得た額以内
	3 年以上 5 年未満	交付額に 30% を乗じて得た額以内
空き家等活用推進事業	2 年未満	交付額以内

附 則  
 (施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条、第4条及び第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に空き家等を購入等若しくは修繕等又は家財を撤去した者について適用し、同日前に空き家等を購入等若しくは修繕等又は家財を撤去した者については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市告示第87号

宮津市文化芸術活動活性化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月7日

宮津市長 城崎雅文

宮津市文化芸術活動活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主的、創造的な文化芸術活動を促進し、心豊かな市民生活に寄与するため、文化芸術活動を行うものに対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げる区分ごとの要件を満たすものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、歌唱、茶道、華道、書道等の文化芸術活動に係るものであって、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 特定の政治、宗教活動又は企業の宣伝、広報を主な目的とする事業
- (3) 各地域で開催される祭事
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により宮津市文化芸術活動活性化事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けたものが、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市文化芸術活動活性化事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市文化芸術活動活性化事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

区分	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
----	-------	--------	--------	-------

<p>市外での文化芸術活動の開催に対する支援</p>	<p>次のいずれかに該当するもの                  (1) 平成30年度から令和2年度までの期間に宮津会館のステージを使用し、文化芸術活動の発表を行ったもの                  (2) 宮津市文化団体協議会加盟団体(宮津市文化団体協議会へ加盟手続中の団体を含む。)</p>	<p>市外の屋内文化施設(収容人数500人以上)を使用して補助対象者が主催する文化芸術活動の発表</p>	<p>次に掲げる経費                  (1) 事業の実施に係る会場使用料等であって市長が必要と認める経費                  (2) 事業の実施に係る宣伝広告等に要する費用であって市長が必要と認める経費                  (3) その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費の10分の5以内(当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、10万円を限度とする。</p>
<p>市内の公園等の公共空間又は市内の空き家、店舗等を活用した文化芸術活動の開催に対する支援</p>	<p>文化芸術活動を行う個人又は団体</p>	<p>市内の公園等の公共空間又は市内の空き家、店舗等を活用して補助対象者が主催する市民を対象とした文化芸術活動の発表</p>	<p>補助対象経費の10分の10以内(当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、5万円を限度とする。</p>	

備考

- 1 市内の公園等の公共空間又は市内の空き家、店舗等を活用した文化芸術活動の開催に対する支援については、同一の補助対象者(補助金の交付の対象となる団体の構成員の半数以上が同一の場合は、団体名が異なる場合でも同一の補助対象者とみなす。)が同一年度に複数の補助を受けることはできないものとする。
- 2 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から当該補助金の対象経費を除いた経費を補助対象経費とする。

\*\*\*

宮津市告示第88号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
 代表者に関する事項  
 住所 <省略>  
 氏名 渋谷 徹
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
 令和3年4月14日

宮津市長 城崎雅文

\*\*\*

宮津市告示第89号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

り告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 吉岡 信幸
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和3年4月20日

宮津市長 城崎 雅文

\*\*\*

宮津市告示第90号

宮津市事業継続一時支援金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月20日

宮津市長 城崎 雅文

宮津市事業継続一時支援金交付要綱  
(趣旨)

第1条 市長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき令和3年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う飲食店の時間短縮営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、大きな影響を受け、売上が減少している中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者等の事業継続を支えるため、事業全般に広く使うことができる宮津市事業継続一時支援金（以下「一時支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 一時支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、緊急事態宣言の発令に伴い地方公共団体による営業時間短縮要請を受けた飲食店と直接・間接の取引があること、又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、令和3年1月から同年3月までの期間のいずれかの月（以下「対象月」という。）の月間事業収入が令和元年又は令和2年の同月と比較して30%以上減少した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 本市に事業所を有するものであること。（中小法人等の場合にあつては、次のア又はイのうちいずれかを満たすこと。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のア又はイのうちいずれかを満たすこと。）

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

イ 出資金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(2) 令和元年以前から事業を営んでいる者であつて、今後も事業を継続する意思があること。

(不交付対象者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としなない。

(1) 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となった者又は営業時間短縮要請に応じなかった者

(2) 令和2年度以前課税の市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者

(3) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

(5) 宗教上の組織又は団体

(6) 政治団体

(7) 前各号に掲げるもののほか、一時支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

（支援金の額）

第4条 一時支援金の額は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（一時支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が令和元年又は令和2年から選択。以下「基準年」という。）の1月から3月までの事業収入から対象月（基準年の同月と比較して売上が30%以上減少した月に限る。）の月間事業収入に3を乗じて得た額を差し引いた額（その額に千円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、一時支援金の限度額は、申請者が中小法人等の場合は40万円とし、その他の場合は20万円とする。

（交付申請）

第5条 申請者は、宮津市事業継続一時支援金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 令和元年1月から同年3月まで及び令和2年1月から同年3月までの事業収入が確認できる確定申告書の写し

(2) 令和3年1月から同年3月までの事業収入を示した帳簿等

(3) その他市長が必要と認める書類

2 正当な理由により前項各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に市長が定める書類を提出しなければならない。

（申請期限）

第6条 一時支援金の交付申請期限は、令和3年7月30日とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

（交付の取消及び返還）

第8条 市長は、一時支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時支援金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に一時支援金が支給されているときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付の要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により、一時支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

— \* \* \* —

宮津市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり

り告示する。

記

- 1 地縁による団体名 福田自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 荒 堀 正 生
- 3 変更年月日 令和3年4月12日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和3年4月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

———— \* \* \* ————

宮津市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 吉 岡 信 幸
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和3年4月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

———— \* \* \* ————

宮津市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年1月18日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 喜多8区会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 羽 賀 千 明
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和3年4月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

———— \* \* \* ————

宮津市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月23日

宮津市長 城崎雅文

認可を行った地縁による団体

1 名称 小田七区

2 規約に定める目的

本会は次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 各種団体との連絡調整
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区域

(1) 宮津市字小田

小字小香河、小字上杉、小字堀、小字毘沙門、小字野間、小字荒堀垣、小字古心の区域

小字丸山3433番地から3554番地までの区域

小字前田635番地の4から635番地の7までの区域

小字山添10310番地の6

(2) 宮津市字喜多

小字城山217番地の2

小字荒堀垣2656番地の1、2657番地の1、2658番地の1、2659番地の1

4 主たる事務所の所在地 宮津市字小田301番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 粉川 正太郎

住所 <省略>

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和3年4月23日

————— \* \* \* —————

宮津市告示第95号

宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱を次のように定める。

令和3年4月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（令和3年4月7日付子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯が、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入の減少等により、家計が大きく悪化していることを踏まえ、低所得のひとり親世帯への生活の支援を行うため、ひとり親世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受ける者（以下「児童扶養手当受給者」という。）。

ただし、その全部を支給しないこととされている者を除く。

- (2) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定による認定を受けた場合には法第13条の2の規定による児童扶養手当の全部又は一部を支給しないことが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>1 当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>2 当該者（1に規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>3 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持するもの</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、扶養義務者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

- (3) 申請時点において、令和3年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定による認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について、前号の表の左欄に掲げる者ごとに同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情があると認められるもの（以下「家計急変者」という。）

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象とする。

- (1) 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）が令和3年4月1日以後に死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。） 当該者の法第4条に定める要件に該当する児童又はこれと同様の事情があると認められる児童（以下「監護等児童」という。）であつた者
- (2) 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）が令和3年3月23日以後に死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。） 当該者の監護等児童であつた者
- (3) 家計急変者が給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合 当該者の監護等児童であつた者  
（給付金の額）

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき5万円とする。ただし、監護等児童が2人以上である場合は、これに監護等児童のうち1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

(支給申請)

第4条 公的年金給付等受給者及び家計急変者で、給付金の支給を受けようとするものは、令和4年2月28日までに、ひとり親世帯生活支援特別給付金支給申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

2 市長は、児童扶養手当受給者に対して、給付金の支給を決定し通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、市長に対して、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者から、第4条に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が前条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備等による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(宮津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給要綱の廃止)

2 宮津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給要綱(令和2年告示第96号)は、廃止する。

\*\*\*

宮津市告示第96号

令和3年第2回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年5月6日

宮津市長 城崎雅文

1 期 日 令和3年5月13日

2 場 所 宮津市議会議事堂

3 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて(宮津市市税条例の一部を改正する条例)

(2) 専決処分の承認を求めることについて(宮津市介護保険条例の一部を改正する条例)

(3) 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度宮津市一般会計補正予算(第15号))

(4) 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度宮津市一般会計補正予算(第1号))

(5) 令和3年度宮津市一般会計補正予算(第2号)

公 告

## 宮津市公告第11号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画（令和3年4月12日付け宮農委第3号通知文）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年4月15日

宮津市長 城崎雅文

## 1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和3年4月15日

至 令和3年4月30日

## 2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第12号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和3年4月20日

宮津市長 城崎雅文

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
東波路	宮津市字波路	22,000～43,200	3	3DK
宮村上	宮津市字宮村	25,700～50,500	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	14,400～32,400	3	3DK

## 2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を越えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

(1) 期 間 令和3年5月10日（月）から令和3年10月29日（金）まで

(2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 5 選考方法の概略 入居者は、先着順で決定します。

## 6 入居時期 入居決定した日から約1か月後

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第13号

旧田井自然教育活用センター跡地の有効活用事業者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和3年4月20日

宮津市長 城崎雅文

## 1 趣旨

本物件は、昭和44年に新築され、栗田小学校田井分校として利用してきましたが、平成5年3月31日に廃校となり、その後は田井自然教育活用センターとして、近年は文化財等の保管倉庫として利用してきましたが、昨年8月から空き施設となっております。

本物件の周辺地域は、宮津湾の眺望等が優れ、栗田半島を一周する幹線道路の府道栗田半島線沿いには、宮津市所有の田井宮津ヨットハーバー、府立青少年海洋センター「マリーンピア」、民間のリゾートホテル、民宿、観光釣り船業などの海を活かした集客施設が立地しております。

本市においては、本物件が立地する宮津湾東側「田井臨海エリア」を新たな集客エリアと位置付け、新たに民間から運営者を公募する田井宮津ヨットハーバーを海の拠点とし、宮津の海の資源を生かした、魅力的な海の観光まちづくりを進めるため、民間事業者と連携した商品造成等や他地域との連携により、新たなにぎわいを創出することとしております。

そうした中、本物件の跡地活用に当たっては、民間の資金とノウハウの下で、田井海岸の砂浜に接する海の活用に最適な立地を生かした集客施設など、「田井臨海エリア」の新たなにぎわいの創出につながる事業に活用することが最適であると判断したところです。

つきましては、本要項に基づき、旧田井自然教育活用センター跡地の有効活用事業者（契約予定者）を公募型プロポーザル方式により選定し、本物件を現状有姿で売却します。

なお、複数の事業者が共同して申し込むことも可能です。

## 2 本物件の概要

概要は、次のとおりとします。

## 土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)
宮津市字田井小字向ノ濱	410番2	宅地	1,031.75
宮津市字田井小字向ノ濱	410番3	宅地	19.25
宮津市字田井小字小池ノ浜	413番2	宅地	57.00
登記簿地積計			1,108.00
概測地積計			1,108.00

## 建物表示

家屋番号 所在地	種類	構造	床面積(㎡)
宮津市字田井小字向ノ濱 410番地2 昭和44年3月7日新築	校舎	鉄筋コンクリート造 平家建	212.31
宮津市字田井小字向ノ濱 410番地2、同小字小池ノ浜 413番地2 昭和43年3月31日新築	体育館	鉄筋コンクリート造 平家建	82.46

- (1) 上記土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを含み、所有権移転時の現状有姿での売却とします。
- (2) 建物は、いずれも未登記となっており、現状有姿で引き渡すものとします。
- (3) 建物に関して、現地における目視調査等において、アスベスト使用の有無の判断はできませんでしたが、新築年月日などから建材などへのアスベスト使用の可能性のあるものと考えられます。ただし、アスベスト調査を実施していないため、アスベスト使用の有無及びその程度は明らかではありません。

## 3 申込資格

申込みの資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者に限ります。

- (1) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者
- (5) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する職員
- (7) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納している者
  - ア 所得税又は法人税
  - イ 消費税
  - ウ 本市の市税

#### 4 売却条件及び審査基準

##### (1) 売却条件

###### ア 活用計画

本物件の活用にあたっては、宮津湾東側「田井臨海エリア」を新たな集客エリアと位置付け、新たに民間から運営者を公募する田井宮津ヨットハーバーを海の拠点とし、周辺の民間事業者等と連携しながら、宮津の海の資源を生かした、魅力的な海の観光まちづくりを進めるため、民間の資金とノウハウの下で、田井海岸の砂浜に接する海の活用に最適な立地を生かした集客施設など、「田井臨海エリア」の新たなにぎわいの創出につながる事業であるものとし、「審査項目及び審査基準」及び「土地建物売買契約書（案）」を踏まえた提案としてください。

###### イ 予定価格（最低売却価格）

金11,330,000円

###### ウ 活用計画の履行

本物件は、契約日から起算して2年以内に活用計画に基づいた利用に供しなければなりません。

また、契約日から起算して10年間は、本物件の土地を活用計画に基づいた利用に供し、本市の承諾を得ずに所有権の移転及び使用収益権の設定をしてはなりません。

###### エ その他活用上の条件

本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、若しくは本物件を第三者に貸してはなりません。

本物件を水上バイクの利用など、周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、もしくは本物件を第三者に貸してはなりません。

本市が新たな集客エリアと位置づける宮津湾東側「田井臨海エリア」のにぎわい創出について周辺の田井宮津ヨットハーバーをはじめとする事業者や自治会、本市等で対話する「（仮称）にぎわいづくり実行委員会」に参画しなければなりません。

##### (2) 審査基準

###### ア 申込者の状況

- (ア) 申込者の事務遂行体制・信頼性

- (イ) 申込者の財務・経営状況
  - イ 活用計画及び整備計画の内容
    - (ア) 活用計画の実現性・安定性
    - (イ) 海の活用による新たなにぎわいの創出
    - (ウ) 田井宮津ヨットハーバーとの連携
    - (エ) 周辺環境との調和
    - (オ) 地域への貢献
  - ウ 価格評価
    - (ア) 買取希望価格の比較
- 5 申込手続
- (1) 募集要項の配布
    - ア 配布期間
      - 令和3年4月20日（火）から令和3年6月18日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
      - 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
    - イ 配布場所
      - 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市企画財政部財政課資産活用係
  - ※本市ホームページからダウンロードできます。  
《ホームページURL》  
[http:// www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/8674.html](http://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/8674.html)
  - (2) 申込方法
    - ア 提出書類
      - 申込者の概要、財務状況等、活用計画、買受希望価格の書類
    - イ 提出期間
      - 令和3年6月14日（月）から令和3年6月18日（金）まで
      - 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
    - ウ 提出方法
      - 持参に限ります。
      - 申込みは、1申込者につき1案に限ります。
  - ※提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出の際は、事前に連絡願います。
  - エ 提出場所・連絡先
    - 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市企画財政部財政課資産活用係  
電話：0772-45-1611
  - (3) 提出書類の取扱い
    - ア 無償使用
      - 本市は、本物件の売却において公表等が必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。
      - なお、提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しないものとします。
    - イ 提出書類の変更等の禁止
      - 提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めないこととします。
  - (4) 費用の負担
    - 申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。
  - (5) 質疑及び回答

## ア 質疑者の資格

「3 申込資格」を満たす者としてします。

## イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。

送信先：宮津市企画財政部財政課資産活用係

E-mail：zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

## ウ 質疑の受付期間

第1回 令和3年4月20日（火）から令和3年5月12日（水）まで

第2回 令和3年5月13日（木）から令和3年6月2日（水）まで

## エ 回答

第1回の受付期間分を令和3年5月19日（水）に、第2回受付期間分を令和3年6月9日（水）に質疑回答書をホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、本要項と同等の効力を有するものとしてします。

〈ホームページURL〉

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/8674.html>

## (6) 現地見学会の開催

## ア 実施日時

第1回 令和3年4月28日（水）午後3時から午後4時30分まで

第2回 令和3年5月26日（水）午後3時から午後4時30分まで

## イ 開催場所

宮津市字田井410番地の2 旧田井自然教育活用センター跡地

## ウ 参加申込み

希望する見学日の前日の正午までに、電話にて申込みを行ってください。

連絡先 宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話 0772-45-1611

※現地見学に参加されなくても申込みできますが、申込みに関する全ての事項を了知されたものとみなします。

## (7) 資料の閲覧

本物件の工事設計図等の資料を閲覧に供します。ただし、資料と現状が相違している場合は、現状を優先します。

## ア 受付期間

令和3年4月20日（火）から令和3年6月11日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 受付方法

閲覧を希望する場合は、電話で事前に関覧希望日時を連絡の上、上記期間内に関覧ください。ただし、質問については、質疑の受付期間（6月2日（水）まで）内での受付となります。

## エ 閲覧場所・連絡先

宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話：0772-45-1611

## 6 有効活用事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式（「1趣旨」参照）により有効活用事業者を選定します。

## (1) 活用計画の審査

申込者から提出された書類を基に、選定委員会において「審査項目及び審査基準」に基づき提出

書類の内容確認を行い、活用計画の審査を行います。

ア プレゼンテーション審査及びヒアリングを行います。詳細は、別途本市から連絡します。

イ 審査は審査項目（価格評価を除く。）ごとに5段階（1～5点）で評価を行います。不適当と認められる場合は0点とします。

ウ 各審査項目（価格評価を除く。）の評価点に重要度に応じて設定した係数（1～6）を乗じ、各項目の得点を算出します。

エ 各委員が採点した合計得点から平均点（小数点以下四捨五入）を算出し、それを各申込者の最終得点とします。

オ 提出書類の内容が不適当と判断した場合又は審査項目において委員の過半数が不適当（0点）と判断した小項目が1つ以上ある場合は、当該申込者を失格とします。

カ 選定委員会委員は、申込者との接触など公平性を害するおそれがあるため、選定後の公表とします。

(2) 有効活用事業者の選定

本要項（「4売却条件及び審査基準」参照）に定める予定価格以上で、かつ、最高の得点（ただし、審査項目1～7の各項目の合計得点が60点以上であること）を獲得した者を有効活用事業者に選定します。ただし、最高の得点を獲得した者が複数ある場合は、審査項目4～7の各項目の合計得点が高い者を有効活用事業者とします。

また、申込者が1者の場合も審査を行い、審査項目1～7の各項目の合計得点が60点以上で有効活用事業者として適当と認められる場合は、その者を有効活用事業者とします。

なお、審査の結果、有効活用事業者なしとする場合があります。

(3) 審査結果の通知及び公表

本市は、審査結果の決定後、速やかに申込者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査の結果の概要（有効活用事業者名、提案内容、買受希望価格等）については、本市ホームページ等で公表します。

7 契約の締結等

(1) 有効活用事業者の決定

有効活用事業者は、選定委員会の選定結果を踏まえて、市長が決定します。

(2) 契約の締結

本市が指定する日までに、有効活用事業者と「土地建物売買契約書（案）」（以下「売買契約書」という。）により契約を締結することとします。契約の締結は、宮津市企画財政部財政課資産活用係において行います。

なお、契約者においては、本物件の買戻しの特約（買戻期間は契約締結日から起算して10年間）を付けています。

(3) 契約保証金

契約日までに、契約保証金として売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）の納入が必要となります。

(4) 費用の負担

売買契約書（本市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙（売買代金に応じたもの）は、有効活用事業者の負担となります。なお、本市が作成する文書は印紙税非課税であるため、有効活用事業者保管用の売買契約書には収入印紙を貼付しません。

(5) 契約名義人

有効活用事業者名義で契約を締結してください。共同申込みの場合は、必ず「共有者全員」の名義で契約を締結してください。

(6) 注意事項

有効活用事業者が、本物件を公序良俗に反する用途、騒音・異臭など、地域住民等の生活を著しく脅かすような施設の用に供するおそれのあるときは、契約を締結しない場合があります。

## 8 売買代金の支払

契約を締結した有効活用事業者（以下「契約者」という。）には、本市が発行する納入通知書により売買代金の全額を納付いただきます。

## (1) 支払日

本市が発行する納入通知書の通知日から14日以内とします。

## (2) 支払金額

売買代金の額とする。ただし、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。

## 9 所有権移転登記及び買戻特約登記（土地のみ）

## (1) 所有権の移転

本物件の土地及び建物の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

## (2) 手続

本物件の土地は、契約者から、登記嘱託請求書、登録免許税相当額の現金領収証書等、買戻特約に関する登記承諾書（兼登記原因証明情報）等の提出を受け、本市が所有権移転登記及び買戻特約登記の手続を行います。

※共同申込みの場合は、構成員調書に記載された持分に従い、所有権移転登記を行います。

## (3) 費用の負担

所有権移転登記、買戻特約登記及び買戻期間満了による買戻権抹消登記に要する費用（登録免許税等）は、契約者の負担となります。

## (4) 手続の完了

所有権移転登記が完了次第、契約者に登記完了証及び登記識別情報通知書が交付され、全ての手続が完了します。

なお、本物件の取得に伴い、不動産取得税等、各種の公租公課が発生しますので、留意してください。

## 10 その他

## (1) 有効活用事業者の取消し

契約締結までの間に、有効活用事業者として不適当と認められる事情が生じたときは、有効活用事業者の決定を取り消す場合があります。この場合、次点者を有効活用事業者とします。

なお、この場合、本市に対する損害賠償の請求その他一切の請求は認めません。

## (2) 危険負担

契約日から本物件の引渡しの日までにおいて、本市の責めに帰すことのできない事由により、本物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとします。

## (3) 契約不適合責任

契約締結後に、本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。（ただし、契約者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合はこの限りではありません。）

## (4) 使用する言語及び通貨単位

本件公募において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

## 11 日程

募集要項の配布		令和3年4月20日（火）～令和3年6月18日（金）
資料の閲覧		令和3年4月20日（火）～令和3年6月11日（金）
現地見学		第1日程 令和3年4月28日（水） 第2日程 令和3年5月26日（水）
質問の受付期間	1回目	令和3年4月20日（火）～5月12日（水）
	2回目	令和3年5月13日（木）～6月2日（水）
質問の回答期日	1回目	令和3年5月19日（水）

	2 回目	令和 3 年 6 月 9 日 (水)
申込み書類の受付期間		令和 3 年 6 月 14 日 (月) ～ 6 月 18 日 (金)
選定委員会		令和 3 年 6 月下旬
有効活用事業者の決定		令和 3 年 6 月下旬
土地売買契約締結 売買代金納入		令和 3 年 7 月
土地建物所有権移転等登記		令和 3 年 7 月

## 12 問合せ先

宮津市企画財政部財政課資産活用係  
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
電 話 : 0772-45-1611  
F A X : 0772-25-1691  
E-mail : zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

\* \* \*

## 宮津市公告第14号

田井宮津ヨットハーバーの運営者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和 3 年 4 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 1 趣旨

本市においては、宮津湾一帯の海の資源を活かした魅力的な海の観光まちづくりを進めるため、田井宮津ヨットハーバー（以下「当ハーバー」という。）が立地する宮津湾東側「田井臨海エリア」を新たな集客エリアと位置付け、当ハーバーを拠点として、民間事業者と連携した商品造成等や他地域との連携をしていくことにより、新たなにぎわいを創出していきたいと考えております。

そうした中、当ハーバーは、現在の利用に加え、新たなマリニアクティビティの導入や海を身近に感じ休息できる空間の提供等ができる施設となることを期待し、官民連携のもと、民間の資金、ノウハウ等を導入していききたいと考えております。

つきましては、本要項に基づき、公募型プロポーザル方式により管理運営に創意工夫のある事業者からの提案を広く募集し、当ハーバーの運営者（契約予定者）を選定します。

なお、複数の事業者が共同して申し込むことも可能です。

## 2 施設の概要

## (1) 施設の背景

当ハーバーは、京都縦貫自動車道「宮津天橋立IC」や宮津市街地より車で約15分の距離に位置し、対岸に日本三景天橋立を望む良好な眺望を有する絶好のロケーションにあります。また、近隣には、大型宿泊施設や京都府の青少年育成施設等があります。

## (2) 施設の経緯

当ハーバーは、昭和63年の京都国体会場として利用され、青少年の健全育成及び海洋スポーツの振興を目的に京都府の公共施設として設置されました。その後、平成19年に本市に財産譲渡されて以降は、地域振興の観点から、地元自治会へ使用貸借し、地元の田井宮津ヨットハーバー管理運営組合が運営され、カッター等を使用した青少年の健全育成や地元ヨット活動のほか、プレジャーボートや遊漁船の保管・係留拠点となっています。

## (3) 施設設備等

施設の名 称	田井宮津ヨットハーバー
所在地	京都府宮津市字田井277番地の1
施設面積	陸域 : 11,773㎡ 港湾区域(港湾隣接地域) 占用面積 : 5,795㎡

施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上係留施設：浮棧橋 約30m×3基、約10m×1基 固定棧橋 約25m×1基、約10m×1基</li> <li>・陸上艇置施設：コンクリート舗装 最大約60隻程度収容可</li> <li>・上下架施設：軌道式電動ウインチ(揚降能力約10t) スロープ20m 陸上移動用フォークリフト (最大荷重4.5t×1台 1.5t×1台)</li> <li>・クラブハウス棟：1棟(昭和62年建設) 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建塔屋付 1階 450.93㎡ (艇庫、男女トイレ、障害者用トイレ、宮津市水産加工販売施設124.80㎡※使用不可) 2階 276.99㎡ (事務室、更衣室、男女トイレ、シャワールーム、ホール、テラス、ミーティングルーム)</li> <li>・船具ロッカー棟：1棟(昭和62年建設) 25.09㎡</li> <li>・駐車場：アスファルト舗装 最大100台程度収容可</li> <li>・その他：機械室、植栽、外構フェンス、門扉等の付帯施設等</li> </ul>
------	--

(4) 運営規模

保管隻数 (令和3年4月20日時点)

	総数	ヨット	ボート	遊漁船
保管隻数	39	12	18	9

参考 収支状況

(令和2年度決算見込より抜粋(土地等賃借料除く))

収支差額	収入	支出
約4,000千円	約12,000千円	約8,000千円

3 申込資格

次の資格を満たす法人又はそのグループ(以下、「法人等」という)であること。

※個人及び任意団体の申込みはできません。

※単独又はグループにかかわらず、一つの法人が複数の申込みはできません。

- (1) ヨットハーバーやマリーナの管理運営若しくはボート等船舶管理について経験を有している、又は経験を有する職員を雇用している法人等
- (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない法人等
  - (ア) 本件公募に係る事務に従事する職員
  - (イ) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (ウ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (エ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は応募代理人として使用する者
  - (オ) 宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて当ハーバーの運営をしようとする者
  - (カ) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本ハーバーの運営をしようとする者
  - (キ) 法人若しくはその代表者が次に掲げる税を滞納している者
    - ① 所得税又は法人税
    - ② 消費税
    - ③ 本市の市税

## 4 運営条件及び審査基準

## (1) 運営条件

## ア 活用計画

募集趣旨に沿った当ハーバーの活用計画を本要項、審査基準等を踏まえて提案してください。

## イ 施設利用料（最低施設利用料）

① 応募者は、運営に当たっては施設利用料を本市に支払うものとし、自らの活用計画に基づき、次に掲げる区分ごとの最低施設利用料以上の施設利用料を提案してください。

1 年目 (R3. 10～R4. 9)	3, 200, 000円 (消費税額含む)
2 年目 (R4. 10～R5. 9)	4, 000, 000円 (消費税額含む)
3 年目 (R5. 10～R6. 9)	4, 800, 000円 (消費税額含む)
4 年目～10年目まで	5, 600, 000円 (消費税額含む)

② 施設利用料は、年ごとに、一括して、本市が指定する期日までに支払うものとします。

③ 契約期間中に運営者の責に帰さない事由により施設の内容に大きな変更が生じ、業務内容や経費などの見直しにより、変更が必要となった場合には、改めてその扱いを本市と運営者の間で協議し決定することとします。

④ 施設利用料を指定期日までに支払わなかった場合は、延滞金として、指定期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該利用料の金額につき、年 8. 8 パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満を除く。）を徴収します。

## ウ 活用計画の履行

当ハーバーを令和 3 年10月 1 日より10年間、活用計画に基づいた利用に供する必要があります。

また、本市の承諾を得ずに第三者に貸付けてはなりません。

## エ 用途

運営者は、当ハーバーを青少年の健全育成及び海洋スポーツの振興並びに海を活かしたにぎわいづくり等地域振興に寄与するための施設として利用するものとします。

## オ 法令等の遵守

運営者は、当ハーバーの管理運営に当たっては、関係法令、本募集要項等を遵守し、提出した活用計画を実施するものとします。

また、運営者又はその関係者が当ハーバーの通常の使用範囲を逸脱する行為、本市及び当ハーバーの名誉が毀損されるような言動や行動、犯罪行為に関連する行為、不道德・非倫理・公序良俗に違反するような行為を行い、あるいは幫助することがないように管理運営をしなければなりません。

## カ 契約期間

令和 3 年10月 1 日から令和13年 9 月30日までの10年間とし、契約の自動更新は行わないものとします。

## キ 運営の第三者委託

運営者は、運営の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、運営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることは可能です。

## ク 建物等の建設等の許可

当ハーバー内に建物若しくは工作物を建設し、又は物品を常置することについては、あらかじめ本市の承諾を得た場合に認めます。ただし、イベント開催時等に使用する仮設工作物等を設置する場合は、承諾は不要です。

また、運営者の都合により必要が生じた時は、あらかじめ本市の承諾を得た上で、運営者の負担で、改修・改良を行うことができるものとします。

ケ 請求権の放棄

運営者は当ハーバーに投じた有益費及び必要費を本市に請求しないものとします。

コ 返還時の条件

契約期間が満了又は契約が解除されたときは、運営者の所有・管理する物件等を撤去し、施設一式を原状に回復して本市へ返還するものとします。ただし、本市が承諾した場合はこの限りではありません。

サ 経費の負担

① 原則、運営者が利用するための水道光熱費、損害賠償保険料、火災保険料及び修繕その他一切の経費は運営者が負担するものとします。ただし、1件の見積金額が100万円以上かつ当ハーバーが従前有していた機能、効用を回復するための大規模な修繕の経費は本市が負担するものとします。

② ①にかかわらず、不正使用等の運営者の責に帰すべき事由により当ハーバーを滅失又はき損させた場合は、運営者が原状に回復させる修繕等を実施し、その一切の経費は運営者が負担するものとします。

③ 天災地変その他不可抗力により、当ハーバーの全部又は一部が滅失又はき損し、利用が不可能になった場合は、本市又は運営者は契約を終了することができるものとし、両者が被った損害については、互いに責を負わないものとします。

シ 運営状況報告及び実地調査

① 運営者は、毎年度終了後、利用状況及び応募時に提出した活用計画の実施状況を書面にて本市に提出するものとします。

② 本市は、契約書等で定めた条項が適切に守られているかどうか等について、毎年度四半期ごとに、実地調査を実施し、運営者はこれに協力するものとします。その結果、基準を満たしていないと判断した場合、本市は必要な改善措置を講じるよう指示し、改善が見られない場合は契約を解除できるものとします。この場合、本市は運営者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、運営者は市に生じた損害を賠償するものとします。

③ 前記①②の報告内容、実地調査結果等については、本市が必要と認める場合、これを公表できるものとします。

ス 事業の継続が困難となった場合

① 運営者は、事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、速やかに本市に報告するものとします。

運営者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、本市は運営者に対して改善を促し、期限を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、運営者が当該期限内に改善することができなかった場合は、本市は運営者との契約を解除、若しくは運営の全部又は一部を停止させることができるものとします。

② ①により契約が解除、若しくは運営の全部又は一部が停止となった場合、本市は運営者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、運営者は本市に生じた損害を賠償するものとします。

(2) 審査基準

ア 申込者の状況

(1) 申込者の遂行体制・信頼性

- (2) 申込者の財務・経営状況
  - イ 活用計画の内容
    - (1) 活用計画の実現性・安定性
    - (2) 海の活用による新たなにぎわいの創出
    - (3) 地域や周辺環境との調和
  - ウ 施設利用料
    - (1) 市への施設利用料比較
- 5 申込手続
  - (1) 募集要項の配布
    - ア 配布期間
      - 令和 3 年 4 月 20 日（火）から令和 3 年 6 月 18 日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
      - 配布時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
    - イ 配布場所
      - 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1 別館 1 階  
宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係
      - ※本市ホームページからダウンロードできます。
      - 《ホームページ URL》  
<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/3/8616.html>
  - (2) 申込方法
    - ア 提出書類
      - 申込者の概要、財務状況等、活用計画等の書類
    - イ 提出期間
      - 令和 3 年 6 月 14 日（月）から令和 3 年 6 月 18 日（金）まで
      - 受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
    - ウ 提出方法
      - 持参に限ります。
      - ※ 申込みは、1 申込者につき 1 案に限ります。提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出の際は、事前に連絡してください。
    - エ 提出場所・連絡先
      - 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1 別館 1 階  
宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係
      - 電話：0772-45-1607
  - (3) 提出書類の取扱い
    - ア 無償使用
      - 本市は、公表等が必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。
      - なお、提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しないものとします。
    - イ 提出書類の変更等の禁止
      - 提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めないこととします。
  - (4) 費用の負担
    - 申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。
  - (5) 質疑及び回答
    - ア 質疑者の資格
      - 本要項中「3 申込資格」を満たすものとします。
    - イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。

送信先：宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係

E-mail：teijyu@city.miyazu.kyoto.jp

※電話や口頭での質問は受付ません。

ウ 質疑の受付期間

第1回 令和3年4月20日（火）から令和3年5月12日（水）まで

第2回 令和3年5月13日（木）から令和3年6月2日（水）まで

エ 回答

第1回の受付期間分を令和3年5月19日（水）に、第2回受付期間分を令和3年6月9日（水）に質疑回答書をホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、本要項と同等の効力を有するものとしてします。

《ホームページURL》

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/3/8616.html>

(6) 現地説明会の開催

ア 実施日時

第1回 令和3年4月28日（水）午後1時00分から午後3時00分まで

第2回 令和3年5月26日（水）午後1時00分から午後3時00分まで

イ 開催場所

宮津市字田井277-1 田井宮津ヨットハーバー

ウ 参加申込み

希望する現地説明会の前々日の正午までに、電話にて申込みを行ってください。

連絡先 宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係

電話 0772-45-1607

※現地説明に参加されなくても本公募に申込みできますが、申込みに関する全ての事項を了知されたものとみなします。

(7) 資料の閲覧

当ハーバーの建設時の工事設計図等の資料を閲覧に供します。ただし、資料と現状が相違している場合は、現状を優先します。

ア 閲覧期間

令和3年4月20日（火）から令和3年6月11日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 閲覧時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 受付方法

閲覧を希望する場合は、電話で事前に閲覧希望日時を連絡の上、上記期間内に閲覧してください。

ただし、質問については、質疑の受付期間内（6月2日（水）まで）での受付となります。

エ 閲覧場所・連絡先

宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係

電話：0772-45-1607

6 運営候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式（本要項中「1趣旨」参照）により運営候補者を選定します。

(1) 活用計画の審査

申込者から提出された書類を基に、選定委員会において、審査基準に基づき提出書類の内容確認を行い、活用計画の審査を行います。

- ア プレゼンテーション審査及びヒアリングを行います。詳細は、別途本市からご連絡します。
- イ 審査は審査項目（利用料評価を除く。）ごとに5段階（1～5点）で評価を行います。不相当と認められる場合は0点とします。
- ウ 各審査項目（利用料評価を除く。）の評価点に重要度に応じて設定した係数（1～5）を乗じ、各項目の得点を算出します。
- エ 各委員が採点した合計得点から平均点（小数点以下四捨五入）を算出し、それを各申込者の最終得点とします。
- オ 提出書類の内容が不相当と判断した場合又は審査項目において委員の過半数が不相当（0点）と判断した小項目が1つ以上ある場合は、当該申込者を失格とします。
- カ 選定委員会委員は、申込者との接触など公平性を害するおそれがあるため、選定後の公表とします。

## (2) 運営者の選定

本要項（「4 運営条件及び審査基準」参照）に定める最低施設利用料以上で、かつ、最高の得点（ただし審査項目1～5の各項目の合計得点が60点以上であること）を獲得した者を運営者とします。ただし、最高の得点を獲得した者が複数ある場合は、審査項目3～5の各項目の合計得点が高い者を運営者とします。

また、申込者が1者の場合も審査を行い、審査項目1～5の各項目の合計得点が、60点以上で運営者として相当と認められる場合は、その者を運営者とします。

なお、審査の結果、運営者なしとする場合があります。

## (3) 審査結果の通知及び公表

本市は、審査結果の決定後、速やかに申込者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査の結果の概要（運営者名、提案内容等）については、本市ホームページ等で公表します。

## 7 契約の締結等

### (1) 運営者の決定

運営者は、選定委員会の選定結果を踏まえて、市長が決定します。

### (2) 契約等の締結

#### ア 協定の締結

選定後、令和3年7月中に、業務の引継ぎ及び開業準備等に関する事項を内容とする協定書を締結するものとします。

#### イ 契約の締結

運営候補者は、本市が指定する日までに、施設の賃貸借及びその利用に関する「施設利用契約書」（以下「契約書」という。）により契約を締結することとします。契約の締結は、宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係において行います。

### (3) 契約名義人

申込みした法人の名義で契約を締結してください。グループの場合は、申込みした法人全員で契約を締結してください。

### (4) 注意事項

運営候補者が、当ハーバーを公序良俗に反する用途、騒音・異臭など、地域住民等の生活を著しく脅かすような施設の用に供するおそれのあるときは、契約を締結しない場合があります。

## 8 留意事項

### (1) 港湾区域(港湾隣接地域)の占用

本市は、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第3項の規定に係る港湾管理者（京都府）から占用協議による同意を受けており、現在の占用区域については引き続き本市が占用の同意を得ることとします。

ただし、現在の占用区域以外が運営上必要になった場合、その取扱いについては、本市と

運営者で別途協議することとします。

(2) 土地、建物に係る規制等

ア 敷地内の一部に土砂災害警戒区域を含む。

イ 宮津・天橋立景観計画区域内眺望景観沿道ゾーン内

ウ 丹後天橋立大江山国定公園第2種特別地域内

エ 港湾法 港湾隣接地域内

オ 都市計画区域（非線引）内

カ クラブハウス棟1階「宮津市水産加工販売施設」及び敷地内を占用する電柱、支線用地は利用契約対象外とします。

(3) 不法占拠物件について

現在、（令和3年4月20日時点）で所有者と連絡がとれていない舟艇が1隻あり、保管料が未納となっております。令和3年9月末までに本市において対処に努めます。期日までに解決できない場合、本市と運営者で別途協議することとします。

(4) 上下架施設等に係る船台の加工について

当ハーバーの当該施設は、陸上の揚降台上に船台及び舟艇を固定し、揚降台を水域に下ろす仕様になります。そのため、舟艇を水域から陸上に上げるためには、水域にある船台の位置が舟艇から分かる目印となる鉄棒等を船台に取付加工する必要があります。

また、船台を陸域で移動させるにはフォークリフトの先に取り付けたかぎ爪を船台に掛ける必要があるため、船台に穴開け等加工が必要になります。

9 その他

(1) 運営者の取消し

契約の締結までの間に、運営者として不相当と認められる事情が生じたときは、運営者の決定を取り消す場合があります。この場合、本市に対する損害賠償の請求その他一切の請求は認めません。

なお、この場合、選定委員会の結果を踏まえて、選定時の次点者を運営者とし、市長が決定します。

(2) 当ハーバー近隣にある旧田井自然教育活用センター跡地について、提案型での売却を別途実施しますので、本提案と連携した同時提案も可能です。

(3) 使用する言語及び通貨単位

本件において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

10 日程

募集要項の配布	令和3年4月20日（火）～令和3年6月18日（金）
資料の閲覧	令和3年4月20日（火）～令和3年6月11日（金）
現地説明	第1日程 令和3年4月28日（水） 第2日程 令和3年5月26日（水）
質問の受付期間	1回目 令和3年4月20日（火）～5月12日（水）
	2回目 令和3年5月13日（木）～6月2日（水）
質問の回答期日	1回目 令和3年5月19日（水）
	2回目 令和3年6月9日（水）
申込書類の受付期間	令和3年6月14日（月）～6月18日（金）
選定委員会	令和3年6月下旬
運営者の決定	令和3年6月下旬
協定の締結	令和3年7月
運営開始準備等	令和3年7月～9月
契約締結	令和3年9月30日（木）
運営開始	令和3年10月1日（金）

11 問合せ先

宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係  
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345 番地の1 別館1階  
電 話 : 0772-45-1607  
F A X : 0772-25-1691  
E-mail : teijyu@city.miyazu.kyoto.jp

\* \* \*

宮津市公告第15号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年4月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

## 教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第15号

令和3年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年4月24日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和3年4月26日(月) 午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

## 農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年4月2日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和3年4月2日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市中央公民館(みやづ歴史の館) 3階 大会議室
- 3 議 題  
議案第12号 非農地証明交付申請の承認について  
議案第13号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について  
議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて